



平成15年(ワ)第2823号 損害賠償等請求事件

原告 上田 恵 弘

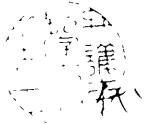
被告 沖電気工業株式会社

検証申出書

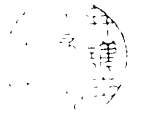
平成16年7月27日

東京地方裁判所八王子支部 民事第3部1A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 内 藤 貞 夫



被告訴訟復代理人弁護士 長 家 広 明



同 弁護士 渡 部 朋 広



頭書事件について、被告主張事実を立証するため、下記のとおり検証を申し出ます。

1 証すべき事実

被告会社の第78期定時株主総会及び第79期定時株主総会の何れにおいても、議長の議事整理等は適法かつ妥当に行われたこと、並びに、第78期定時株主総会において原告及び訴外田中哲朗が議長の議事整理権限に従わなかったために退場処分を受けたこと。

2 検証の目的物

被告会社の第78期定時株主総会及び第79期定時株主総会を録画したビデオ

テープ各1本。

3 検証によって明らかにしようとする事項

被告会社の第78期定時株主総会及び第79期定時株主総会における議長の議事整理等の状況、原告を含む訴外田中哲朗並びにそのグループ株主の議長による議事整理を全く無視した発言、挙動、並びに、第78期定時株主総会において原告らが退場処分に至るまでの経過、退場になる際の状況、及び原告が退場になる際に、訴外田中哲朗らのグループに属する株主が原告の上着を引っ張っている様子。

4 検証の必要性

本件の各株主総会の議事進行及び原告らに対する退場処分及びその執行の適法性及び妥当性は、上記ビデオを一見すれば明らかである。

しかし、原告及びそのグループ株主らは、禁止事項であるにもかかわらず、自らも被告会社の定時株主総会において堂々とビデオ撮影を行い、かつ、その映像を恣意的に編集して、訴外田中哲朗が運営するホームページにおいて公開し、他の株主らの肖像権及びプライバシー権を侵害している。

被告は、原告らに書証としてビデオテープの映像が渡り、同映像が原告のホームページにおいて公開されることを避けるため、検証によるべきであると考え、本申し出を行う次第である。